

(参考)

現行の訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額

- 1 サービスの標準的な利用例を基本として、①訪問通所サービス（訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリなど）と、②短期入所サービス（施設への短期入所）の2区分により、要介護度に応じて、支給限度額を設定。

	訪問通所サービス	短期入所サービス
管理期間	1か月	6か月（要介護認定期間）
管理方法	単位数	日数

(支給限度額)

	訪問通所サービス	短期入所サービス
要支援	6, 150単位/月	7日（1週間）/6月
要介護1	16, 580単位/月	14日（2週間）/6月
要介護2	19, 480単位/月	14日（2週間）/6月
要介護3	26, 750単位/月	21日（3週間）/6月
要介護4	30, 600単位/月	21日（3週間）/6月
要介護5	35, 830単位/月	42日（6週間）/6月

(一単位：地域・サービス毎に10.00～10.72円)

2 短期入所サービスの利用枠の拡大措置

(1) 次期拡大措置について

家族介護を支援する観点から、更新認定等の際に、申請月の3か月前と4か月前の訪問通所サービスの利用実績が支給限度額の6割未満である場合に、次の要介護認定期間の短期入所サービスの利用枠を拡大。

	本来日数	次期認定期間拡大後
要支援	1週間/6月	2週間/6月
要介護1・2	2週間/6月	4週間/6月
要介護3・4	3週間/6月	6週間/6月
要介護5	6週間/6月	9週間/6月

(2) 振り替え利用について

市町村の判断で、利用者が痴呆や同居家族が高齢・疾病であることなどにより短期入所サービスを拡大して受けなければ在宅介護の継続が困難である者について、この日数を超えた場合には、訪問通所サービスの支給限度の使い残し分の範囲で、1月あたり2週間を限度に、短期入所サービスに「振り替え利用」できることとした。

(「振り替え利用」による短期入所サービスの最大可能日数)

	本来の限度日数	振り替え分	拡大後限度日数(計)
要支援	1週間/6月	1週間/1月×6月	7週間/6月
要介護1	2週間/6月	2週間/1月×5月	12週間/6月
要介護2	2週間/6月	2週間/1月×5月	12週間/6月
要介護3	3週間/6月	2週間/1月×5月	13週間/6月
要介護4	3週間/6月	2週間/1月×5月	13週間/6月
要介護5	6週間/6月	2週間/1月×4月	14週間/6月

(注)「振り替え利用」については、制度施行目前で導入したものであり、現物給付化のためには、市町村や都道府県の国保連等のシステムの大幅な変更を要することから、償還払いによる取扱いとした。

ただし、市町村で、保険分の受領を利用者から事業者委任する契約を結び、この分を市町村が事業者を支払う契約を個別に締結する方式(受領委任方式)により、現物給付と同様の扱いとすることは可能。